

養豚生産者の皆さんへ

# 養豚チェックオフについて

政府は、昨年11月に公表した「農業競争力強化プログラム」において、「法制化するとなれば全生産者から拠出金を強制徴収するものとなることから、(中略)チェックオフの法制化を要望する業界において、推進母体を立ち上げ、チェックオフのスキームを決めて、法制化に賛同する生産者を拡大する取組を実施し、一定程度(75%以上)賛同が得られた場合に法制化に着手することとする」との方針を示しました。

これを受けて、平成29年3月に、生産者、生産者団体等の養豚関係者が集まり「養豚チェックオフ協議会」を立ち上げ、おおよそ月1回のペースで検討を進めているところです。

※スキームとは仕組みの事です。

## そもそも、養豚チェックオフとは？

わが国の養豚経営者(生産者)すべてを対象にして、と畜用として出荷する豚1頭当たり一定金額を義務的に徴収(チェックオフ)し、生産者自らの資金を集め、その発意により、国産豚肉の消費・生産の安定を将来にわたり確保するため、消費促進・拡大、人材の育成・教育、生産現場の課題解決のための調査研究などの活動をするものです。

私たちの提案は、  
チェックオフの取組を日本の  
養豚生産者が他の農畜産物に  
先駆けて行うことです。

## どういうことが考えられるの？

少子高齢化により人口は減少が見込まれ、国際化が進展している中で、このままでは食料の需要が縮小するとともに、外国産豚肉の輸入圧力の強まりに伴い、国産豚肉の国内生産が減少するおそれがあります。だからこそ、生産者自ら、その発意と情熱により、国産豚肉の消費拡大、後継者育成、研究開発等に取り組むことにより、消費者の皆さんに、国産豚肉を食べて国内の豚肉生産を応援していただくことが重要です。



米国や韓国では、すでに、法律に基づき全ての養豚生産者がチェックオフにより資金を拠出して活動し、高い評価を得ており、生産者一人ひとりにとってこうした義務のチェックオフとその活動が、生産者の誇り(プライド)にもなっています。

この養豚チェックオフを具体化するにあたっては、次の要件が満たされ、「全国統一の活動」となっていることが必要です。  
今後、さらに検討を深めてまいります。

- ① 具体的な用途を予め定めてから徴収すること
- ② 事業内容は拠出した全員に利益が及ぶものであること
- ③ 事業内容について、資金を拠出した者が受ける利益がどの程度であるか、対外的に説明できるものであること
- ④ 拠出された資金の管理が明確であり、ほかの資金と明確に区分して管理されていること
- ⑤ 運営に当たり、拠出者の意見を反映する仕組みが存在すること

養豚チェックオフ協議会 [事務局] 東京都渋谷区代々木2-27-15高栄ビル2階 電話 03(3370)5473

(一社)日本養豚協会、JA全中、JA全農、広域商系養豚協議会、(一社)愛知県養豚協会、グローバルピッグファーム(株)

# Q&A

**Q1** なぜ、任意ではなく、義務的に実施するのですか。

**A** 海外でもチェックオフによる活動を任意で実施し、一定の効果を得てきた国がありますが、その恩恵は受けているものの、チェックオフに協力しない生産者が存在し、高い効果を生むだけの金額が集められないこと等が問題視され、米国や韓国等では義務チェックオフに移行しています。  
今回の提案では、チェックオフによる活動が我が国でも十分な効果を発揮できる規模となるよう、義務的に実施することとしています。

**Q2** 生産者から義務的に徴収した場合、生産者のところに利益がいくらもどってきますか。徴収されて、実施する効果はありますか。

**A** 今はまだ我が国で実施していないので正確にはわかりません。  
少子高齢化社会を迎え、さらには輸入豚肉の攻勢や、ほかの食品との競合の中で、国産豚肉の消費者への啓もうによる消費の安定により、国内生産が安定するほか、養豚へのイメージアップ、生産現場の人材の教育や確保にもつながるなど、生産者が出す資金を生かして、みんなで行う活動の効果があることが見込まれます。  
すでに制度を導入している海外の諸国では、生産者はその効果を認めて義務チェックオフを継続しており、我が国においても拠出を上回る効果が見込まれるとの研究者の見解が示されています。

**Q3** こうしたチェックオフの仕組みは養豚だけが対象ですか。

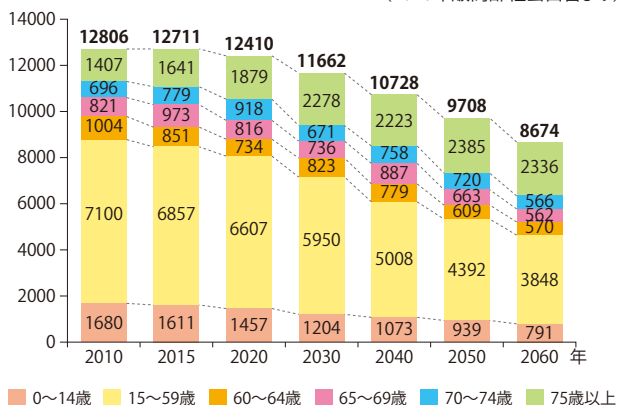
**A** はじめは養豚だけを対象にしています。しかし、将来的にはほかの農畜産物に広がる可能性が高まることが期待されます。  
すでに法律に基づいてチェックオフを実施している海外の諸国では、多くの農畜産物で、法律に基づく義務チェックオフが行われています。

**Q4** チェックオフの実施の有無や具体的な活動の決定などに生産者の声は反映されますか。

**A** チェックオフの実施に当たっては、必要最小限の運営組織を作り、具体的な用途や活動を決定するに当たり、生産者の代表を主とした場で生産者の意見を中心に、決定することとします。  
また、法律ができたからと言って、ずっとチェックオフを行うことにはならず、チェックオフを継続実施するかどうかは、必ず生産者全員に意向を聞き、その結果を踏まえて行うこととなります。

日本の年齢区分別将来人口推計(万人)

(2016年版高齢社会白書より)



豚肉の自給率の推移

